

## (6) 地方独立行政法人制度の導入

### 【これまでの取組について】

質の高い行政サービスを柔軟かつ効率的、効果的に行うとともに、透明性の高い組織運営を確保するため、前計画に基づき、大学、病院などについて、地方独立行政法人制度の導入について検討を行ってきました。

平成 16 年 4 月に地方独立行政法人法が施行されたことから、平成 17 年 4 月には現在の府立の 3 大学を再編統合し、府最初の地方独立行政法人となる「公立大学法人大阪府立大学」を設立する予定です。これは、既設公立大学の法人化の取組としても全国に先駆けたものになります。

また、府立の病院については、平成 14 年 9 月の府衛生対策審議会答申を踏まえ、平成 15 年 5 月に「運営形態検討会議」を設置し、これまで、地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人化を選択肢として、ふさわしい運営形態について検討してきました。

さらに、地方独立行政法人の業績評価などを行うため、平成 15 年度に制定した「大阪府地方独立行政法人評価委員会条例」に基づき、平成 16 年度に外部有識者で構成される評価委員会を設置します。

### 地方独立行政法人に関する取組状況

|    |  |
|----|--|
| 大学 | <ul style="list-style-type: none"><li>平成 16 年 3 月議会で法人の定款を議決。<br/>(平成 17 年 4 月に公立大学法人設立予定)</li><li>現在の 3 大学を再編統合する新大学の設置認可(平成 16 年 7 月 27 日)</li><li>法人の設立及び大学の設置者変更の認可申請(平成 16 年 10 月 29 日)</li></ul> |
| 病院 | <ul style="list-style-type: none"><li>地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人制度を比較検討。</li><li>平成 16 年度中を目途に「府立の病院改革プログラム」(運営形態の見直し編)を策定予定。</li></ul>   |

### さらなる改革のために

引き続き、病院、試験研究機関などについて、制度導入の適否を検討します。

病院、試験研究機関などについて、引き続き、制度導入の適否を検討します。また、制度のメリットを生かし、一層の経営の効率化や府民サービスの向上を図るため、より効率的な経営手法のあり方や組織運営のあり方を検討するとともに、その具体化を図ります。

さらに、評価制度についても、具体的な評価手法、評価基準、評価結果の活用方法等を検討するとともに、その具体化を図ります。

## 取組内容

### ●大学

世界的な競争的環境の中で評価される教育・研究内容の質の高さや、幅広い社会貢献の推進などをめざし、平成 17 年 4 月に公立大学法人大阪府立大学を設立予定です。法人が設置する新大学では、教育・研究環境の整備を図り、社会を支えリードする人材の養成をはじめ、大阪産業の活性化等さまざまな政策課題への貢献など、府民の期待に応えられる大学づくりに取組みます。

### ●病院

府民に信頼され、安心して質の高い医療を持続的に提供できる病院運営の確立をめざして、目標設定と業績評価の仕組みの下でより自律的な運営が行える組織運営への改革を行い、府民・患者サービスと効率性の向上に取組むため、府立 5 病院の地方独立行政法人化について検討をすすめ、平成 16 年度を目途に「府立の病院改革プログラム〈運営形態の見直し編〉」を策定します。また、経営基盤を確立するための具体的推進方策を検討します。

### ●試験研究機関

試験研究機関のあり方、地方独立行政法人化の適否について検討します。

✚ **上記取組を行うとともに、下記課題については既存の研究会等の活用などを図り、検討していきます。**

#### ● 経営改善方策

- ・物品調達や施設運営の大幅なコストダウン
- ・意思決定のスピードアップ、TQMを活用した職員の意識改革

#### ● 大学の地域貢献方策

- ・技術相談、技術移転、共同研究の実施など産学官連携
- ・社会人の受入れの推進や公開講座の充実など「開かれた大学づくり」

(注) 地方独立行政法人：独立行政法人とは、分離独立させたほうが組織として独自性や事業効果・運営の効率性が図られる部門を法人化するものである。

国では、平成 13 年度から独立行政法人制度を導入し、病院、試験研究機関、特殊法人などが順次法人化されており、これまで設立された独立行政法人は 100 を超えている。また、平成 16 年度には国立大学が全て法人化され、89 の国立大学法人が設立された。地方においては、平成 16 年 4 月に地方独立行政法人法が施行され、地方自治体が地方独立行政法人を設立できるようになった。

地方独立行政法人制度は、公共性、透明性、自主性を基本とし、目標による管理と適正な実績評価、財務運営の弾力化、徹底した情報公開などを制度の柱としている。このため、透明性が高く、責任の所在が明確な法人運営により、質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供することができる。

TQM ( Total Quality Management ) : 総合的 ( 全社的 ) 品質経営のこと。企業等において、製品やサービスの質の向上に加え、それらを供給するプロセスや経営システム全体の質の向上について、あらゆる部門で取組むこと。